

答 申

1 審査会の結論

福岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成30年3月6日福警総第311号で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求に係る対象文書の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象文書

審査請求に係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、「警察がその業務（福岡県公安委員会に対する警察法第79条第1項に基づく苦情として受理するか否かを補佐官が一方的にかつ単独で決定できること）を法的根拠なく行うことが出来る根拠」及びそのことについて、「懲戒になる場合どのような処分がなされるか」についての文書である。

(2) 開示決定状況

実施機関は、本件文書について、作成も取得もしておらず、存在しないとして、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定により本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、全部開示を求めるといものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成30年2月10日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、平成30年3月6日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成30年3月21日付けで、本件決定を不服として、福岡県公安委員会に対し、審査請求を行った。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

本件公文書を作成も取得もしていないとすれば、公務員が違法行為を行っているか否かの確認ができず、公務員の職権乱用にかかわる犯罪（刑法193条～196条）の隠蔽になり、懲戒処分及び刑事処分の対象となる。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 苦情の申出

都道府県警の職員の職務執行について苦情がある者は、警察法（昭和29年法律第162号）第79条、苦情の申出の手続に関する規則（平成13年国家公安委員会規則第11号。以下「規則」という。）に基づき、都道府県公安委員会に対し、文書により苦情の申出を行うことができる。

(2) 苦情の受理

実施機関は、福岡県公安委員会苦情等取扱規程（平成14年福岡県公安委員会規程第3号。以下「公安委員会規程」という。）に基づき、公安委員会あての苦情等の受理に関する事務を行うと共に、受理した公安委員会あての苦情等については、速やかに公安委員会に報告する旨が規定されている。

(3) 懲戒処分

地方公務員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条、福岡県警察職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和29年福岡県条例第43号）及び福岡県警察職員の懲戒の取扱いに関する規程（昭和33年福岡県警察本部訓令第12号）に基づき懲戒処分が行われている。

(4) 処分の理由

ア 「警察がその業務（福岡県公安委員会に対する警察法第79条第1項に基づく苦情として受理するか否かを補佐官が一方的にかつ単独で決定できること）を法的根拠なく行うことができる根拠」について

「苦情の申出」の受理については、公安委員会規程に基づき行われており、根拠に基づく受理手続であるため、「警察が苦情受理業務を法的根拠なく行うことができる根拠」という文書は存在しない。

イ 「そのことについて、「懲戒になる場合どのような処分がなされるか」について

前記アのとおり苦情申出の受理手続は公安委員会規程に基づき適正に行われており、当該請求に係る前提が誤りで、誤った前提に対してどのような懲戒をするかといった文書は作成も取得もしていない。

以上の理由から開示請求に係る公文書は作成も取得もしていない。

6 審査会の判断

(1) 警察法第79条第1項に基づく苦情

警察法第79条第1項の規定により、都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、文書により苦情の申出をすることができるかとされている。

同条第2項の規定により、都道府県公安委員会は、苦情の申出があったときは、法令又は条例の規定に基づきこれを誠実に処理し、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならないとされている。

(2) 都道府県警察職員の懲戒

懲戒とは、公務員の勤務関係の秩序を維持するため職員の服務義務違反に対して科する制裁である。

都道府県警察職員には、国家公務員に該当する警視正以上の階級にある警察官と地方公務員に該当する警視正以上の階級にある警察官以外の職員がいる。

公務員に対し、懲戒処分をすることができるのは、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第82条第1項又は地方公務員法第29条第1項により、法令違反、義務違反又は非行のあった場合と規定されている。

(3) 本件文書の存否について

当審査会において確認したところ、警察法第79条第1項の苦情の申出の受理に関する事務は、警察法第45条の規定に基づき、福岡県公安委員会が平成13年5月17日付「公安委員会に対する苦情等の処理について」において、本部長（公安委員会補佐官）が行うものと定めていることが認められた。

警察本部長（公安委員会補佐官）は、警察法第79条第1項の苦情の申出の受理に関する事務を、警察法、規則、公安委員会規程や同法に基づく公安委員会の定めにより行っていることから、「警察がその業務（福岡県公安委員会に対する警察法第79条第1項に基づく苦情として受理するか否かを補佐官が一方的にかつ単独で決定できること）を法的根拠なく行うことができる根拠」に該当する公文書は存在しないと認められる。

また、警察職員が、法的根拠に基づき事務を適正に実施している限り、国家公務員法第82条第1項各号又は地方公務員法第29条第1項各号のいずれにも該当せず、懲戒処分の対象とならないことから、「警察がその業務（福岡県公安委員会に対する警察法第79条第1項に基づく苦情として受理するか否かを補佐官が一方的にかつ単独で決定できること）を法的根拠なく行うことについて懲戒になる場合どのような処分がなされるか」について記載した公文書は存在しないとする実施機関の説明に不合理な点はない。

以上の理由により、「**1 審査会の結論**」のとおり判断する。